

# 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例

## (平成27年10月25日施行)

市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らせる地域社会を実現するためには、一人ひとりが健康づくりに関する理解を深め、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、健康づくりができる環境を整備していくことが重要となります。

そこで、健康づくりについての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市民、関係団体及び市の協働により、市民の健康づくりに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

市

【条例のイメージ図】



お問い合わせ 平川市 健康福祉部 健康推進課 (健康センター内)  
住所：平川市柏木町藤山16番地1 電話：0172-44-1111 (内線1141)

## 平川市 いきいき 健康長寿の まちづくり 条例概要

### 目的（第1条）

市民の健康づくりに関する基本的な事項を定め、市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市の協働による健康づくりを推進することにより、市民の健康増進を図り、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる健康長寿のまちの実現に寄与することを目的とする。

### 定義（第2条）

- 地域団体 町会及び市内において活動を行う市民で構成された団体
- 教育機関等 市内の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所及び認定こども園
- 事業者 市内において事業活動を営む者
- 保健医療福祉関係者 市内において保健、医療及び福祉を提供する団体及び個人

### 基本理念（第3条）

- 市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、主体的に健康づくりに取り組むこと。
- 市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりに取り組むこと。

### 市の責務（第4条）

- 健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者の意見を反映させ、相互に連携して取り組むために必要な措置を講ずる。

### 市民の役割（第5条）

- 健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努める。
- 地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努める。

### 地域団体の役割 (第6条)

- 健康づくり活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健康づくり施策に協力するよう努める。

### 教育機関等の役割 (第7条)

- 健康づくり活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、児童及び生徒に対する健康教育の充実に努める。

### 事業者の役割 (第8条)

- 従業員の健康診断、検診の受診促進及び健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくり施策に協力するよう努める。

### 保健医療福祉関係者の役割 (第9条)

- 保健指導、健康診断、介護予防、治療その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努める。

### 健康づくりの推進（第10条）

- 市民の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずる。
- 栄養及び食生活に関すること
  - 身体活動及び運動に関すること
  - たばこ及びアルコールに関すること
  - 保健指導、健康診断、がん検診等の疾病対策に関すること
  - 歯及び口腔に関すること
  - 心の健康づくりに関すること

### 人材育成及び活用（第12条）

- 健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用を図る。

### 自主的な健康づくりのための環境整備（第11条）

- 健康づくりのための環境の整備を図るために、次に掲げる施策を講ずる。
- 健康づくり活動を行う団体等への支援
  - 健康知識を養うための教育及び研修の場の提供
  - 運動の習慣化を促すために必要な環境の整備
  - 安心かつ安全な食材等の提供及び健康に配慮した食環境の整備
  - 生涯にわたる健康づくりのための地域交流及び社会参加ができる環境の整備

### 健康づくり推進協議会（第13条）

- 市民の健康づくりの推進に関する事項を調査審議するため、平川市健康づくり推進協議会を置く。